

農地に隣接する太陽光発電設備設置のガイドライン

平成 30 年 11 月 26 日
茨城町農業委員会

農地に隣接する土地に太陽光発電設備を設置する場合は、設置事業者と隣接耕作者・所有者※との間で事業内容の確認が不十分であると、トラブルを招く恐れがある為、次の通りガイドラインを定める。

1. 事業者は、太陽光発電設備の性質上、隣接地に農地がある場合には、農薬の散布、樹木の日陰、農業用施設の建築等、これら営農活動により、発電設備に損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを十分理解した上で、太陽光発電設備の設置を行ってください。

また、事業地の雑草処理にあたり除草剤を使用する場合は、隣接農地の営農上問題のないものを使用してください。

この確証を得るため、別添「確約書」を農業委員会へ提出してください。農業委員会は隣接耕作者へこの「確約書」の写しを送付します。

なお、太陽光発電設備設置後、権利者の変更があっても確約内容を引き継ぎます。

2. その他、町農業委員会が必要と定めると認める書類を提出してください。

3. 上記に定めのない事項については、農業委員会が関係者と協議を行い、問題が起った場合は和解の仲介を行います。

※隣接耕作者・所有者

計画地から 5 m 以内の農地の耕作者及び所有者